

第50回（2024年度）

岩谷国際留学生奨学助成 募集要項

岩谷国際留学生奨学助成は、海外から来日している留学生で、将来わが国と親密な関係を保ち、親善・交流の実を期待しうる人材にその機会を提供し、留学生生活を援助することにより、科学技術全般の一層の発展を図り、国際間の相互協力と理解を深め、双方の国民生活向上に寄与することを目的とします。

1. 応募資格

応募者は、学業成績が優秀であって、留学生活上、経済的援助を必要とし、次の全ての条件に該当する者としてします。

- (1) 日本以外の国籍を有し、東アジア・東南アジアの国・地域から修学または研究のために留学ビザで来日している私費留学生（2024年4月1日時点で国費留学生ではないこと）
＜応募資格に該当する国・地域＞
 - ①東アジア：中国、韓国、モンゴル、台湾
 - ②東南アジア：カンボジア、インドネシア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナム
- (2) 2024年4月1日時点で日本に在住し、大学院の修士課程または博士課程に在籍している者または入学決定者
- (3) 自然科学系および関連する学際分野を専攻している者
＜応募資格に該当する自然科学系および関連する学際分野＞
工学、理学および農学の全般、ただし、医学、薬学は除く
- (4) 2024年4月1日時点の年齢が修士課程は満30歳未満、博士課程は満35歳未満の者
- (5) 2024年4月以降、他機関からの奨学金や研究支援金等を受けない者
（但し、大学からの月額10万円未満の奨学金は除く）
- (6) 奨学金支給1年目に5回開催する奨学生例会に年間を通して出席し、奨学生としての義務を果たせる者（詳細は、「3. 奨学生の義務」を参照）
- (7) 奨学期間中に他国への短期留学、交換留学等により日本を離れる予定のない者
- (8) 奨学金支給終了後も当財団との関係を継続する意志のある者
- (9) 国際交流と親善に貢献しうる者

(10) 日本語で日常の会話ができる者（当財団での使用言語は日本語のみ）

2. 助成の内容

(1) 採択者数と奨学金

採択者数は20人程度とし、奨学金は1人当月額15万円。

別途、例会出席および学会発表のための旅費などを補助します（学会発表のための旅費の補助は奨学金支給期間中に1回のみ）。

本奨学金は返還の必要はありません。ただし、「2. 助成の内容（3）奨学金の停止」に掲げる事項に該当する場合は、すでに支給済の奨学金の返還を求められます。

(2) 支給期間

奨学金の支給期間は、2024年4月1日より、その者が在籍している課程の標準年限までの最長2年間とします。

支給期間内に在籍する課程を修了し学位を取得した時は、たとえ支給期間が2年間に満たない場合であっても、学位取得月を最後に奨学金の支給を終了します。

また、財団が認める特別な理由を除いて、支給期間の延長はありません。

（例）修士課程2年時に奨学金の支給を受け、1年間で学位を取得した者は、その時点で奨学金の支給を終了します。その者が博士課程に進学しても、奨学金は継続しません。

大学院に入学した時期によって、以下の通り奨学金支給年数が異なります。

①春季入学者：修士課程1年から奨学金を受給する者は2年間

修士課程2年から受給する者は1年間

博士課程1年または博士課程2年から受給する者は2年間

博士課程3年から受給する者は1年間

②秋季入学者：修士課程1年から奨学金を受給する者は1年半

博士課程1年から受給する者は2年間

博士課程2年から受給する者は1年半

(3) 奨学金の停止

次の①から⑦に該当する場合は奨学金を打ち切ります。特に①および②の場合、次年度より奨学生の在籍校を応募対象から除外することがあります。

①素行不良、その他当財団の名誉を傷つけた者

②略歴、身上など本人の申告事項に虚偽の事実が判明した者

③病気などの事由により、修学または研究を継続する見込みのない者

④2ヶ月以上音信がない者

⑤正当な理由なく例会を欠席した者

⑥奨学生の義務が果たせない者

⑦その他、応募資格に反する事実が後に判明した者

3. 奨学生の義務

- (1) 奨学金支給1年目に5回開催する奨学生例会（うち1回は2泊3日の研修旅行）に出席すること。
- (2) 奨学金支給2年目の例会は開催しないが、2か月に一度、研究の進捗状況を指定の書式にて当財団に報告すること。また、1年間に一度以上、当財団に来訪し直接報告すること。
- (3) 学会発表のための旅費を申請する者は、「学会出席旅費申請書」を提出すること。また、学会出席後には「学会出席報告書」を提出すること。
- (4) その他、当財団からの指示には速やかに対応すること。

4. 応募方法

(1) 提出書類

応募者は次の書類を作成の上、当財団ホームページから提出して下さい。
様式1～5の書類は、当財団ホームページからダウンロードが可能です。

- ①経歴書（様式1）
- ②身上書（様式2）
- ③研究計画／その他（様式3）
- ④自己紹介（手書き）（様式4）
- ⑤推薦状（様式5）（※詳細は「6. 推薦教官へのお願い」参照）
- ⑥在学証明書

入学予定の留学生は、当該大学の入学許可証または合格通知書

⑦成績証明書

日本の大学および大学院の成績証明書、無い場合は母国のもの

⑧健康診断書

2023年4月以降の健康診断書または大学の保健センター等が発行する健康診断書

<記入上の注意>

- 1) 書類は日本語で記入して下さい。
- 2) 書類不備（各様式の記入漏れ、添付書類の不足・不備等）は、大きな減点、または失格となりますので、送付前に十分確認して下さい。
- 3) 様式4は、黒インクまたは黒ボールペンを用いて必ず応募者本人が手書きで記入して下さい。代筆は認めません。

(2) 募集期間

2023年12月1日（金）～2023年12月20日（水）

(3) 応募方法

当財団ホームページから提出して下さい。

5. 選考方法と結果の通知

選考は下記要領で行います。

(1) 第一次選考（書類審査）

第一次選考として、書類審査を行います。

選考結果（合格、不合格）は、2024年1月下旬に応募者および推薦者に通知します。

(2) 第二次選考（面接審査）

第一次選考の合格者には、2024年2月上旬頃に面接審査を行います。

使用言語は日本語のみとし、日本語による会話力を重視します。選考結果（内定、補欠、不合格）は、2024年2月中旬頃に、応募者および推薦者に通知し、内定者には「誓約書」の用紙を同封します。

内定者は、2月末までに「誓約書」に応募者本人と指導教官の記名、捺印の上、当財団に提出してください。「誓約書」を受領次第、「採択決定書」を発行します。修学の継続が見込めない場合を除き、「誓約書」提出後の辞退は認めません。

また、2024年2月末までに「誓約書」の提出がない者は、自動的に内定取り消しとなり、次の補欠合格者を繰り上げ内定とします。繰り上げ内定の連絡を受けた者は、2024年3月15日までに「誓約書」を提出して下さい。

補欠合格者の最終結果については、2024年3月末までに文書で通知します。なお、選考結果に関する問合せには、一切お答えできません。

6. 推薦教官へのお願い

(1) 推薦状（様式5）のご記入

推薦教官は応募者の研究能力、研究への取り組み姿勢、学位取得・修了の見込みおよび将来性、人物像、日本語の語学力等を推薦状（様式5）にご自身で記入して下さい。

2024年4月に大学院に進学・編入学する学生は、進学前の指導教官による推薦状も可とします。

(2) 書類送付前のご確認

書類不備（各様式の記入漏れ、添付書類の不足・不備等）は、大きな減点、または失格となりますので、応募者とともに、十分確認して下さい。

(3) 奨学金支給開始後のご協力とお願い

応募者が奨学生に採択された場合は、奨学金支給開始後に、当該奨学生の研究進捗状況や今後の見通し等についてお尋ねする場合がありますので、ご協力をお願い

いします。また、奨学金支給1年目に5回開催する例会への出席義務を始め、「3. 奨学生の義務」に記載された事項を当該奨学生が順守するよう、ご指導をお願いします。なお、奨学金はあくまで学位取得を支援するために支給するものですので、もし例会開催日程と学会発表等、学位取得に直結する学内外の重要日程とが重複した場合には、学業を優先して下さい。

7. 個人情報の取り扱い

提出された個人情報は、原則として利用目的の範囲内で、かつ業務遂行上必要な限度内で利用します。法令等の定める場合を除き、事前に本人の同意を得ることなく、個人情報を第三者に提供しません。また、収集した個人情報は、当財団の定める個人情報保護に関する基本方針に基づいた取り扱いを徹底します。

《 本件に関する問合せ先 》

公益財団法人 岩谷直治記念財団

住所 : 〒100-0011

東京都千代田区内幸町2丁目2番3号 日比谷国際ビル18階

電話 : 03-6225-2400

FAX : 03-6910-2980

担当 : 常務理事 江田一道 (Kazumichi EDA)

事務局長 内藤 学 (Manabu NAITO)

E-mail : information@iwatani-foundation.or.jp

URL : <https://www.iwatani-foundation.or.jp/>

以上